

## 箕輪町障がい者地域活動支援センター（運営等業務委託） 指定管理者募集要項

### 1 募集の趣旨

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、障がい者地域活動支援センターの管理運営を行う指定管理者を募集する。

本施設は移設を伴うため、安定的かつ実効性のある支援体制を確保するとともに、地域交流拠点としての機能充実を図ることを目的とする。

### 2 施設の概要

#### (1) 名称

箕輪町障がい者地域活動支援センター

#### (2) 所在地

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 8500 番地 1 階部分 128 m<sup>2</sup>

#### (3) 施設の使用形態

本施設は民間建物を借り上げて使用する。

建物賃貸借契約は町が締結し、家賃（上下水道代を含む。）は町が貸主へ直接支払う。

#### (4) 設置目的

障がい者に対し、創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流の促進を図る。

### 3 指定期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 6 月箕輪町定例議会の指定管理の指定に関する議決を経て指定する。

初回の今回は、他指定管理施設との更新時期調整のため、2 年 8 月間の指定期間とする。

なお、次回以降の指定管理期間は、令和 11 年 4 月 1 日から 3 年間とする予定である。

### 4 管理の範囲

(1) 地域活動支援センター事業の実施

(2) 地域共生ステーション事業の実施

(3) 施設の維持管理（軽微な修繕を含む。）

(4) 電気料金の支払

(5) 設備及び備品の管理

(6) 建物に関する賠償責任保険及び運営上必要な保険への加入

(7) 1 件 10 万円未満の軽微な修繕の実施

ただし、建物の構造部分に係る修繕は除く。

(8) その他町が必要と認める業務

## 5 指定管理料

- (1) 月額 627,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 支払開始 令和8年8月分から支払う。運営開始日が月途中の場合は日割計算とする。
- (3) 費用負担区分

### 【町負担】

- (1) 家賃（上下水道代を含む。）
- (2) 建物構造部分の修繕
- (3) 指定終了後の原状回復（賃貸借契約に基づく。）

### 【指定管理者負担】

- (1) 電気料金
- (2) 通信費
- (3) 運営費
- (4) 1件10万円未満の軽微修繕
- (5) 建物に関する賠償責任保険料及び運営上必要な保険料

## 6 移転開設整備（別途契約）

- (1) 本施設の移転開設整備については、指定管理とは別に、国庫補助事業を活用し、地域共生ステーション整備業務委託として、指定管理候補者と契約を締結して実施する予定です。
- (2) 当該業務委託契約は、指定管理候補者決定後に随意契約により締結する。
- (3) 整備費の上限は4,300,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (4) 移転開設整備は令和8年8月16日までに完了すること。
- (5) 最低限必要な整備内容
  - ア 1階／2階電気回路分断工事
  - イ 1階専用電力量計設置
  - ウ 空調整備（エアコン3台想定）
  - エ 照明LED化
  - オ 居場所スペース整備
  - カ 相談スペース整備
  - キ 食糧品保管スペース整備
  - ク キッチンスペース整備
  - ケ 1階／2階通路遮断
  - コ Wi-Fi等通信環境整備（現地域活動支援センターからの伊那ケーブルテレビ（Wi-Fi）設備移設を想定）
  - サ ルームクリーニング
- (6) 現に地域活動支援センター（イオン店内）に設置されている備品は移設可能とし、移転開設費用は整備受託者の負担とする。

- (7) 整備により設置された設備及び備品並びに移転後の既存備品は町に帰属する。
- (8) 町は参考として「移転先整備計画・配置図（案）」を別添資料として示す。
- (9) 指定期間満了又は指定取消し後の原状回復については、建物賃貸借契約に基づき町が対応するものとする。
- (10) ただし、指定管理者の故意又は過失により生じた損傷については、指定管理者の負担とする。

## 7 運営条件

### (1) 開館日

- ア 土曜日、日曜日、月曜日、火曜日及び金曜日の週 5 日
- イ 休館日は、水曜日及び木曜日
- ウ 祝日が開館日に該当する場合は開館
- エ 年末年始及びお盆等として年間 8 日以内の休日設定可（事前報告）

### (2) 開館時間

- ア 平日（月・火・金） 12:00～19:00
- イ 土日及び祝日 9:00～15:00（イベント時は必要に応じ延長可）

### (3) 利用人数

- ア 登録定員は設けない。
- イ 通常時は同時滞在 10 名を上限。
- ウ イベント時は上限適用外。（安全配慮をすることを条件とする。）

### (4) イベント実施

- ア 毎週 1 回以上、土曜日、日曜日又は祝日に実施。
- イ 原則として通常開館時間内。
- ウ 安全管理に配慮すること。
- エ 年間計画を町へ報告すること。

### (5) 職員体制

- ア 常勤職員を含め 2 名以上を基本とする。
- イ 町は原則として火曜日及び金曜日に 1 日のうち 3 時間 30 分は、町相談員を毎週固定で派遣する。
- ウ 町相談員は、当該時間帯において運営人員に算入することが可能である。
- エ いずれの場合も安全確保を優先すること。

### (6) 保険加入

- 指定管理者は、施設管理及び運営に伴う事故に備え、建物に関する賠償責任保険及び運営上必要な保険に加入すること。保険料は指定管理者の負担とし、保険証券

の写しを町へ提出すること。

## 8 応募資格

- (1) 障がい福祉事業の運営実績を有する法人。
- (2) 安定した財務基盤を有すること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成 23 年箕輪町条例第 15 号）に規定する反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (5) 指定期間中安定運営が可能な体制を有すること。

## 9 選考方法

法人の代表者等から施設の運営方針等についてプレゼンテーションを行っていただき、事業に対する考え方、理解度等を総合的に評価する審査を行います。

町が指名する選考委員による採点評価を行います。

評価の合計得点に基づき、全応募者の順位付けをし、最も合計点の高い事業者を候補者に選定する。

## 10 審査の観点

- (1) 経営基盤
  - ア 計画に沿った管理を行う能力を有しているか。
  - イ 良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか。
- (2) 施設の運営方針
  - ア 運営方針は施設の設置目的や町の意図したものに合致しているか。
- (3) 指定管理料
  - ア 提案額は上限額以下となっているか。
- (4) 収支計画の内容
  - ア 現実的な収支計画が作成されているか。
  - イ 人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か。
- (5) 移転整備の内容
  - ア 適正かつ確実に施設の移転整備を行う内容となっているか。
  - イ 整備された施設は実用的かつ魅力的か。
- (6) 施設管理の内容
  - ア 適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。
  - イ 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。
  - ウ 障がい者及びボランティアが活動しやすい工夫がなされているか。
  - エ 衛生管理、安全管理への配慮が十分検討されているか。
- (7) サービスの内容
  - ア 利用者の要望等に対して柔軟に対応し、業務改善が図れる体制か。
  - イ 障がい者の居場所として魅力的な体制か。

- ウ 障がい者の相談に乗りやすい体制か。
- エ イベントは魅力的な内容か、回数は適正か。

## 11 提出書類

申請に当たっては、参加申込書（様式第5号）を4月8日（水）午後5時までに、町福祉課障がい者福祉係へ提出のこと。

また提案書として次の書類を6部（正本1部、副本5部〔副本は写しで可〕）4月15日（水）午後5時までに町福祉課障がい者福祉係へ提出のこと。

- 1 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（様式第3号）
- 4 提案書追加事項（様式第4号）
- 5 添付書類
  - ①定款又は寄付行為
  - ②法人登記簿謄本又は登記事項証明書
  - ③事業報告書、貸借対照表、損益計算書（申請の日の属する前3年分）
  - ④申請日の属する年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書
  - ⑤納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）
  - ⑥人件費の積算根拠を示す書類
  - ⑦法人または団体のパンフレット

## 12 プレゼンテーション審査

- (1) 日 時 令和8年4月20日（月） 午後1時30分
- (2) 場 所 箕輪町役場2階 202会議室
- (3) 時間等 持ち時間35分（説明20分・質疑応答15分）

来庁時間や場所は応募者に、4月16日（木）までに連絡する。

## 13 選考結果

結果については、応募者に文書で通知する。選考結果についての電話・文書等による問い合わせには応じない。

## 14 事業者の公表

応募状況・選考結果は、町公式ホームページにより公表する。

## 15 主なスケジュール

- (1) 公募開始 令和8年3月11日（水）

- (2) 質問等受付期限 3月23日(月)午後5時まで
- (3) 建物内覧日 4月6日(月)  
内覧希望者は、3月23日(月)午後5時までに申し込むこと。貸主と時間調整し、内覧可能時刻を回答する。
- (4) 参加申込期限 4月8日(水)午後5時まで
- (5) 提案書提出期限 4月15日(水)午後5時まで
- (6) 選定委員会審査 4月20日(月)
- (7) 指定管理候補者の決定 4月23日(木)
- (8) 指定管理者の議決 6月町議会定例議会
- (9) 基本協定、年度協定締結 6月下旬以降  
協定締結後、移転工事等の着手可能  
7月12日現地域活動支援センター閉館後、  
備品移設可能
- (10) 8月1日(土)指定管理業務期間開始
- (11) 8月中の業務開始(開所)